

# 指定通所介護事業所 デイサービスセンターひまわり運営規程

## （事業の目的）

第1条 広島医療生活協同組合ふれあいセンター協同が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」）は居宅において要介護状態になった高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 1、事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常の生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2、事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の所在地）

第3条 事業所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ・名称 デイサービスセンターひまわり
- ・所在地 広島市安佐南区西原九丁目8番22号

## （従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ・管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は事業所に勤務する従業員の職種、員数及び業務の管理を一元的に行う。
- ・生活相談員 2名（常勤兼務 2名）  
利用者及び家族等からの相談の対応、関係機関との連絡調整等を行う。
- ・看護職員 2名（非常勤専従 2名）  
利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- ・介護職員 7名（常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤専従 4名 非常勤兼務 1名）  
利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。
- ・機能訓練指導員 2名（非常勤専従 1名 非常勤兼務 1名）  
機能の維持・向上のための訓練を行う。
- ・運転手 1名（非常勤）  
送迎を行う。

## （事業所の営業日および営業時間）

第5条 事業所の営業日および営業時間は次のとおりとする。

- ・営業日 月曜日から土曜日までとする。  
但し、12月31日から1月3日までは除く。
- ・営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする
- ・サービス提供時間  
午前9時15分から午後4時30分までとする

## （指定通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、35名とする。

## （指定通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- ・送迎
- ・健康チェック
- ・食事サービス
- ・入浴サービス
- ・生活指導
- ・日常動作訓練
- ・レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 1、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3、食事・おやつ代 1日あたり 食事700円 おやつ50円
- 4、費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける事とする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、安佐南区、とする。但し伴西・伴東・伴南・伴北・沼田町大塚西・沼田町大塚東・沼田町大字阿戸・沼田町大字大塚・沼田町大字伴・沼田町大字吉山を除く。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者はサービス利用にあたっての留意事項は次のとおりである。
- ・利用開始前に健康状態に異変があれば、速やかに事業所への連絡を行う。
  - ・施設利用については事故のないように、従事者の支援を受けて行う。

(サービス提供の記録等)

- 第11条 事業者は「通所介護計画書」等、通所介護サービスに関する諸記録を整備し、その完結から2年間または5年間は適切に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、または実費負担によりその写しを交付する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 通所介護従事者は、通所介護を実施中に利用者の病状の急変・その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 1、事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる事とする。
- ・利用者の人権の擁護・虐待等を防止するための従業員に対する研修の実施
  - ・利用者及びその家族からの苦情処理の体制の整備
  - ・その他虐待防止のための必要な措置
  - ・利用者の人権の擁護・虐待等を防止するための責任者は管理者とする
- 2、事業所は、サービス提供中に通所介護従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する事とする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備える為定期的に避難・救急その他必要な訓練を年2回以上行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 1、事業所は、通所介護従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - ・継続研修 年2回
  - ・虐待防止に関する研修 年1回
  - ・その他の研修
- 2、従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3、この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項はふれあいセンター協同管理部の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

|            |      |            |      |
|------------|------|------------|------|
| 平成21年4月1日  | 一部改定 | 平成27年6月16日 | 一部改定 |
| 平成21年9月16日 | 一部改定 | 令和2年5月19日  | 一部改定 |
| 平成24年4月1日  | 一部改定 | 令和2年7月13日  | 一部改定 |
| 平成26年4月1日  | 一部改定 | 令和3年4月1日   | 一部改定 |
| 平成26年5月21日 | 一部改定 | 令和4年11月1日  | 一部改定 |
| 平成26年7月14日 | 一部改定 | 令和5年8月14日  | 一部改定 |
| 平成27年4月1日  | 一部改定 |            |      |
| 平成27年5月16日 | 一部改定 |            |      |